



栃木県公報

令和7(2025)年
11月28日(金)
号外
第51号

目次

選挙管理委員会

- 栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示..... 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第56号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月28日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田尊男

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和25年栃木県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の4 法第144条の2第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで法第143条第1項第5号のポスター_____1枚を、栃木県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年栃木県条例第26号。以下「ポスター掲示場条例」という。）第1条第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで法第143条第1項第5号のポスター1枚を掲示することができる。</p>	<p>第9条の4 法第144条の2第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を、栃木県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年栃木県条例第26号。以下「ポスター掲示場条例」という。）第1条第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで法第143条第1項第5号のポスター1枚を掲示することができる。</p>

別記第15号様式の7備考第4項中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

別記第15号様式の8備考第4項中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

別記第15号様式の9（その2）（別紙）中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改め、同様式（その3）（別紙）中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。